

# 『宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例』の概要

## ～（通称）きずな社会づくり条例～

### 1. 条例制定の背景、趣旨（前文）

#### 【背景】

- 地域住民により組織された『自治会』が、住民生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。
- 地域自治区制度のもとで、『地域まちづくり推進委員会』が、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域課題の解決に向けた活動に取り組んできた。
- 両者は、本市における住民主体のまちづくり、地域社会の振興に大きく寄与してきた。

#### 【課題】

- 地域に対する住民の関心、住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している。

#### 【趣旨】

- 住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくためには、市民、事業者及び市が連携して『自治会』及び『地域まちづくり推進委員会』の活動の活性化を推進していく必要がある。
- 『自治会』及び『地域まちづくり推進委員会』の活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、その活性化を推進するため、この条例を制定する。

### 2. 基本理念（第2条） ※第1条は定義規定

- (1) 支え合い及び助け合いの精神に基づいて地域住民相互のつながりを強化すること。
- (2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- (3) 市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

### 3. 自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動を活性化していく上での役割

#### 自治会（第4条）

- 地域住民が参加しやすい開かれた組織づくり
- 地域住民の加入促進、活動参加促進
- 地域住民の意見を反映した活動
- 活動に関する情報提供
- 活動を担う人材の育成

#### 地域まちづくり推進委員会（第5条）

- 多様な団体との連携
- 地域の課題解決、魅力ある地域の形成
- 活動に関する情報提供
- 地域住民の活動参加促進
- 活動を担う人材の育成

#### 市民（第3条）

- 自治会への加入
- 自治会・地域まちづくり推進委員会の活動への積極的な参加

#### 事業者（第6～7条）

- 自治会・地域まちづくり推進委員会の活動への参加、協力
- 従業員の自治会加入への配慮
- 従業員の自治会・地域まちづくり推進委員会の活動への参加に対する配慮
- 住宅関連事業者による自治会加入促進

#### 宮崎市（第8条）

- 市民の自治会加入
- 自治会・地域まちづくり推進委員会の活動への参加促進
- 自治会・地域まちづくり推進委員会が自立的、効果的な活動を行なえるよう支援
- 情報提供、助言、関係者間の意見調整など